

# I 環境基本計画の推進

## 1 環境基本計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

市では環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保することを目的として、平成11年(1999年)に「府中市環境基本条例」を制定しました。

この条例では次の3つの基本理念が示されています。

- 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

この理念に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「府中市環境基本計画」が平成15年2月に策定されました。

### (2) 計画の目的・性格・特徴

#### ア 計画の目的

府中市環境基本計画は、府中市の良好な環境を保全し、現在及び将来にわたって市民が快適に暮らすことができるよう、各種の施策を総合化、体系化することで、環境の保全に関する施策を計画的に推進するものであり、行政だけでなく、府中市で暮らし、活動するすべての市民や民間団体、事業者などの参加によって、実現することを目指します。

#### イ 計画の性格

環境に配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

目指すべき望ましい環境像を掲げて、それを実現するために基本方針・基本目標を設定し、その達成に向けて個別目標を定めることで、施策展開の方向を示します。

パートナーとしての市民や事業者、行政などの果たすべき役割を示し、相互の協働により計画の推進を図ります。

東京都の環境基本計画や市の各種計画との整合・連携を図ります。

#### ウ 計画の特徴

計画は、公募でかつボランティアの市民が、2年間をかけて計画素案を作成し、府中市環境審議会が、その素案を基に審議し答申した内容を尊重して策定されました。

計画には、行政の環境施策のみならず、市民や事業者それぞれの環境保全行動が示され、市民、事業者及び行政の協働による環境の保全が明確にされています。

計画には、重点施策を掲げ、ごみの50パーセント削減や学校の100パーセントエコスクール化などの数値目標を掲げるなど、意欲的な取組が示されています。

計画は、連携体制や進行管理体制を詳細に定め、市民、事業者及び行政の計画に関する協議会の設置や計画の進捗状況の把握や公表などにより確実な推進を図ります。

### (3) 計画の位置付け

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例に基づき策定され、府中市総合計画を環境面から具体化するために、環境に関連する諸計画の基本的方向を示すとともに、関連する各種の施策の推進における環境保全上配慮すべき事項を提示するものです。

さらに、この計画に基づき、市民をはじめ、事業者、行政など、各主体の環境保全に向けた具体的な行動や施策を定める環境行動指針を策定しています。

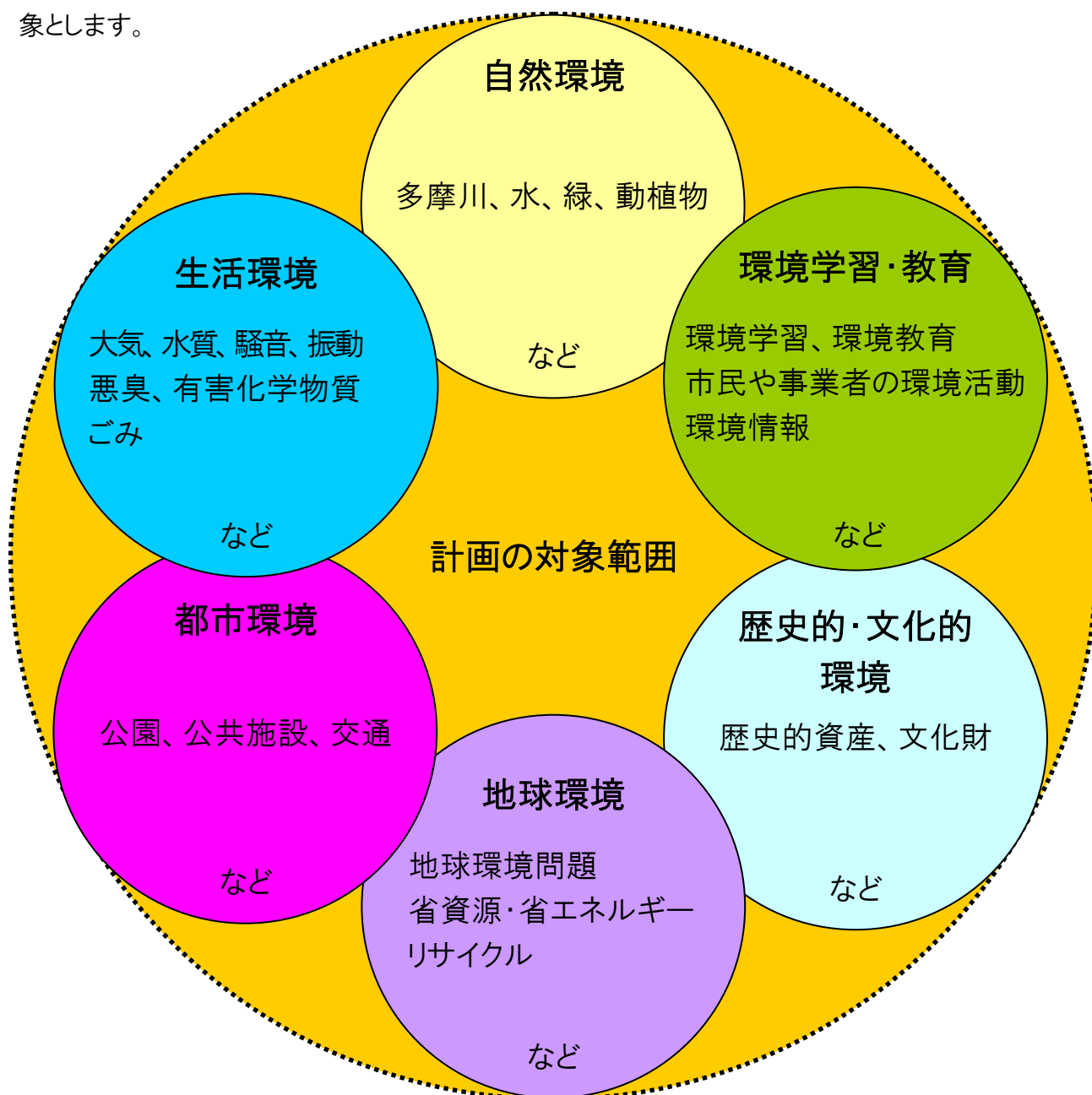
### (4) 計画の期間

府中市環境基本計画の計画期間は、第5次府中市総合計画の計画期間と同じ平成25年度（2013年度）までとします。

なお、この計画はその進捗状況を点検し、必要な場合には、適宜計画期間内における見直しを実施します。

### (5) 計画の対象範囲

府中市環境基本計画は、次に示すように、市民の日常生活から地球環境までの幅広い範囲を対象とします。



## (6) 6つの基本方針

### ア 水と緑のまちをめざして

市内の、多摩川や浅間山、けやき並木などの緑豊かな自然環境の維持、回復及び創出に一層配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然の恵みを生かしつつ、自然環境とのふれあいを推進します。

### イ 快適なまちをめざして

府中市を特徴づける歴史的資産や文化財を保全・活用し、府中市の魅力的な環境を次の世代へ継承するとともに、一人ひとりのごみに対する意識の向上などによって、秩序ある文化的なまち並みを保全します。さらに、「うるおい」や「ゆとり」の感じられる景観の形成と安全なまちづくりを推進します。

### ウ 公害のないまちをめざして

自動車公害、水質汚濁、騒音や振動などの都市・生活型公害について、国や東京都などの関係機関と連携した取組を進めます。

工場などの事業所に起因する従来からの産業型公害については、引き続き、適切な指導、防止対策を推進します。

近年問題となっているダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実するとともに、必要な情報を収集・提供し、使用にあたっての注意を徹底させるなど、汚染の拡散・浸透の防止に努めます。

### エ 資源の循環するまちをめざして

日常生活や事業活動の中でごみの減量・リサイクルを推進するとともに、省資源・省エネルギー、資源の有効活用などに、取り組むことにより、環境負荷の少ない循環型社会を形成する施策を推進します。

### オ 環境パートナーシップの育つまちをめざして

市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、環境保全に対して取り組む相互の協働関係を構築するため、環境情報の収集・提供や環境学習を推進するとともに、自発的な環境保全活動を支援します。

また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域での取組や、広域的な行政間の連携も推進します。

### カ 地球環境の保全に取り組むまちをめざして

地球環境の保全の取組として、基本方針アからオまでに示した地域の生態系保全や緑化、エネルギーの有効利用やごみの減量化・資源化などを進めるとともに、市民や事業者、教育研究機関、行政などの連携による環境に配慮した地域社会の実現と、国や東京都、近隣自治体との広域的連携や国際協力も視野に入れた環境保全活動を推進します。

## 2 環境基本計画重点施策

環境基本計画では、具体的な取組として多くの環境施策や環境保全行動が定められています。その中から重要性、緊急性、府中市の環境特性などの3つの視点から特に対応が求められるものとして10の環境施策を重点施策として選び出しています。

### (1) 多摩川や湧水、崖線や浅間山などからなる「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。

多摩川や用水路、地下水、湧水などの水質や水辺環境を保全し、崖線や浅間山などの貴重な緑地を保全するとともに、府中崖線や多摩川を軸とし、これらを緑道・遊歩道や街路樹のある道路などで結ぶことで、水と緑のネットワーク化をはかり、市内の生態系を保全する施策を実施します。

### (2) 府中市のランドマーク「馬場大門けやき並木」や「大国魂神社」などの歴史的景観を保全します。

府中市を印象づけ、またランドマークともなっている馬場大門けやき並木や大国魂神社などの歴史的な景観を末永く保存していくための施策を実施します。

### (3) 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくりを進めます。

自動車利用の減少に向け、バス・鉄道などの公共交通機関の利用促進や自転車利用や歩行を促進するための施策を展開します。

### (4) ダイオキシン類など、有害化学物質対策を推進します。

大気や水質、地下水、土壌などの汚染状況を調査するとともに、ダイオキシン類対策を中心に、有害化学物質による環境汚染を防止する対策を進めます。

### (5) 10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

生ごみのたい肥化、プラスチックごみの資源化などを推進して10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

### (6) 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

エネルギーの効率的利用、太陽光や風力などの自然エネルギーの利用推進により、二酸化炭素の排出抑制に取り組めます。

### (7) 農地を保全し、農業と調和のとれたまちづくりを進めます。

都市の緑地や安らぎの場として貴重な存在である農地を保全し、農業と調和をとりながらまちづくりを進める施策を実施します。

### (8) 校庭の芝生化(草地化)などを進めるとともに、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

子どもたちが自然にふれあう機会を増やすとともに、砂じんの発生を抑制するため、モデル校を選定し、校庭の芝生化(草地化)を進めます。また、学校生活の中で環境を保全する意識や行動を身に付けられるよう、ビオトープの設置などの環境に配慮した取組を導入することによって、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

### (9) すべての市民が自然とふれあい、環境学習に取り組む仕組みをつくります。

私たち一人ひとりがあらゆる環境問題について理解し、活動を実践していくために、地域や家庭などにおける自然観察会や野外体験学習を推進するなど環境学習に関する施策を推進します。

### (10) 市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政とのパートナーシップを築きます。

環境基本計画の推進のため、市民、民間団体、事業者、大学などの教育研究機関と行政とが良好なパートナーシップを築き、協働していくための施策を展開します。

### 3 推進体制の確立

環境基本計画の推進のためには、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行動し、連携して取り組んでいくことが必要です。

そこで、各主体が相互に意見交換を行いながら、環境基本計画の進捗状況と取組の方策について検討を行うための組織として府中市環境推進協議会を平成18年3月に立ち上げました。

市でも環境基本計画の推進のため、庁内各部課間の横断組織として「環境基本計画の庁内推進会議」を設置します。この会議では環境基本計画に基づく施策の推進方策を検討するほか、実施事業の環境配慮などについての庁内の調整を行います。

また、環境管理や環境監査のための環境マネジメントシステムについても「府中市環境マネジメントシステム推進本部」を中心とした取組を行います。

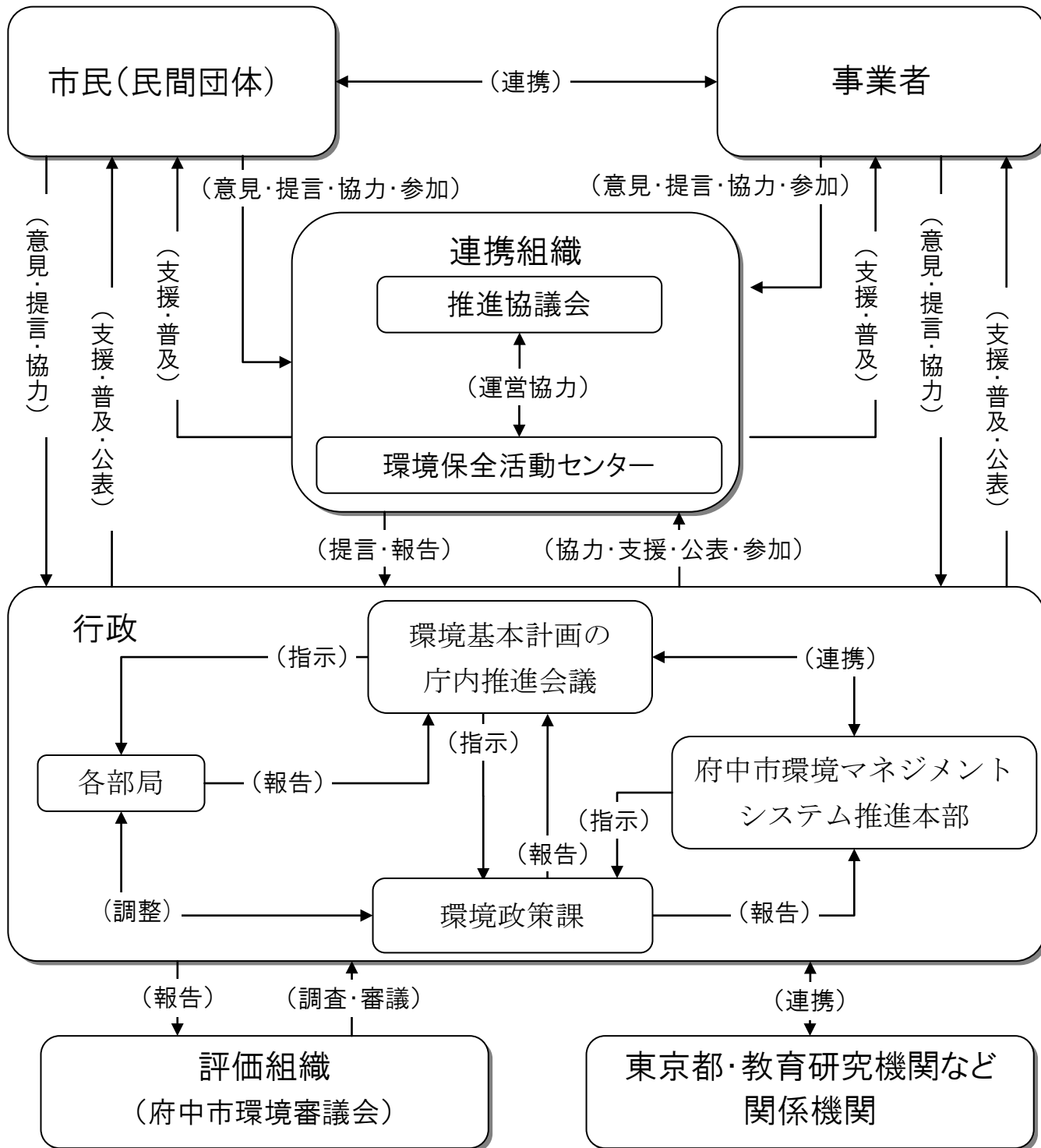
環境基本計画の進捗状況の評価は、市民や事業者、市民団体の構成員、学識経験者によって構成された市長の附属機関である「環境審議会」を中心として行います。環境審議会では、環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を基に環境基本計画の進捗状況などを全体的に把握し、市の環境施策に関して総合的に審議するとともに評価を行います。その中で審議会では、低炭素社会実現と各主体の連携体制の確立を課題として、平成22年3月に府中市環境基本計画及び行動指針の一部見直しについて答申を行いました。

環境基本計画が策定されてから9年が経過し、環境問題は策定時と比較して変化しています。特に、地球温暖化対策については、より一層の取組が求められている状況となっているため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

#### 4 計画の連携体制と進行管理

府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

##### (1) 各主体の役割・連携体制



※ 各主体とは市民(民間団体)、事業者及び行政を指します。

※ 民間団体とは、自治会、自然保護・愛護団体や各種NPO・NGOなどの非営利団体を指します。

## 5 府中市環境行動指針

### (1) 指針策定の経緯

府中市環境基本条例に基づいて、府中市環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するための、市、市民、事業者の日常活動及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた指針が必要となりました。

環境基本計画策定時に素案検討会で検討された意見を基に、環境審議会の審議を経て、市は、平成16年2月に「府中市環境行動指針」を策定しました。また平成22年3月には環境審議会からの答申を受け一部見直しを行いました。

### (2) 指針の概要

府中市環境行動指針は、府中市環境基本計画の重点施策について、市、市民、事業者それぞれの環境保全に向けた具体的行動や施策を示すものです。市、市民、事業者を合わせて約300項目にのぼる行動指針が、それぞれの重点施策に対応するように示されています。

## 6 府中市地球温暖化対策地域推進計画

### (1) 計画策定の経緯

市では、市民、事業者、市が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

### (2) 基本方針

- ア 府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます
- イ 再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。
- ウ 環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。

### (3) 二酸化炭素排出量の削減目標

平成32（2020）年度までに  
平成2（1990）年度比で15%の削減

政府は、わが国全体の中期目標として、「平成32年度までに平成2年度比で25%の削減」を掲げています。しかし、25%の内訳は現在検討中であり、1つの案として「国内の対策による真水の削減量を15%とする」案が検討されています。

### (4) 重点プロジェクト

- ア 日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト
- イ 家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト
- ウ 住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト
- エ 地球温暖化対策への「市民参加」プロジェクト
- オ 「廃棄物削減」プロジェクト
- カ 地球温暖化対策に関する「環境教育推進」プロジェクト